

**村上市立小中学校 ICT 環境整備計画  
(抜粋版)**

**平成 30 年 6 月  
村上市教育委員会**

# 第1章 村上市立小中学校 ICT 環境整備計画の概要

## 1 策定の趣旨

---

これまで、村上市立小中学校の ICT 環境については、公平かつ効率的な教育環境を実現する上で、平成 20 年度の市町村合併以前の環境をほぼ踏襲しており、各地区で環境が異なっているなどの問題点があるため、ICT 環境の見直しが必要となっています。また、国では、ICT 関連技術の進展を踏まえ、学校教育環境においても最新の ICT 機器や関連技術の導入を推進・加速化する動きがあります。さらに、平成 31 年度からは市内小中学校の統廃合、平成 32 年度には小学校の次期学習指導要領の施行が予定されており、学校内の ICT 環境についても整理し、最適な移行計画を検討しなければなりません。

これらのことから、村上市では主に学校の教職員の代表者を委員とする「村上市学校 ICT 環境整備検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を組織し、村上市立小中学校における最適な ICT 環境整備や情報化推進体制について横断的に協議検討し、「村上市立小中学校 ICT 環境整備計画」（以下「整備計画」という。）を策定することとしました。

## 2 計画の位置付け

---

本整備計画は、「第 2 次村上市教育基本計画」などに示された、本市が目指す子どもの姿を実現するための教育における情報化分野の整備計画とします。また、文部科学省が提示している次期学習指導要領や学校における働き方改革、教育情報セキュリティポリシーガイドライン等の内容との整合性も図ることとします。

## 3 計画の実施期間

---

平成 31(2019)年から平成 32(2020)年にかけて市内の一部の小中学校の統廃合が行われることや、それにあわせて環境整備を進めていくことから、本整備計画の実施期間は平成 31(2019)年度から平成 35(2023)年度までの 5 年間とします。

## 第2章 教育情報化の現状と本市の課題

### 1 国の動向

文部科学省は、平成 23(2011)年 4 月、「教育の情報化ビジョン」を取りまとめ、21 世紀を生きる子ども達に求められる力を育む教育を行うためには学校において教育の情報化が必要であることを示しました。

また、文部科学省にて現在審議をしている「第 3 期教育振興基本計画について（答申（素案））」では、情報活用能力の育成、デジタル教科書を含め、ICT を活用した効果的な授業の実現及び教職員の業務負担軽減など、授業・学習面と校務面の両面で ICT の積極的な活用を推進するとともに、情報セキュリティの確保を前提としつつ、必要な ICT 整備を確実に進めていくことが必要であると掲げています。

平成 29(2017)年 3 月に文部科学省から告示された次期学習指導要領では、「主体的・対話的で深い学び」の実現が重点項目とされ、言語活動や体験活動、ICT 等を活用した学習活動等を充実するよう改善するとともに、情報手段の基本的な操作の習得や「プログラミング教育」の実施等が盛り込まれました。

平成 29(2017)年 8 月には、文部科学省から「学校における働き方改革に係る緊急提言」が出され、全ての教育関係者が学校・教職員の業務改善の取組を強く推進していくことの中に、統合型校務支援システムの導入促進を図ることや ICT を活用して教材の共有化を積極的に進めることが重要であると提言されました。

そして平成 29(2017)年 10 月には、文部科学省から「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」が公表され、学校で取り扱う情報資産を「何から」「どのように」守るのかについての具体的対策の考え方が示されました。

### 2 本市の動向

これまでの本市の教育情報化に関連した取り組みを、以下の表に示します。

年度	取り組み内容	導入対象や台数
平成 20(2008)年度	市町村合併（5 市町村→1 市）	-
平成 21(2009)年度	校内 LAN 整備	普通教室等に LAN 配線のない学校 14 校
	普通教室用デジタルテレビ導入	全校 264 台
	普通教室用ノートパソコン導入	全校 385 台
	電子黒板導入	全校 58 台
平成 29(2017)年度	実物投影機導入	全校 58 台
	算数・数学の指導者用デジタル教科書導入	全校全学年
	教師用教育系タブレット端末導入	全校 90 台

## 参考：村上市の ICT 機器整備状況

文部科学省が平成 29（2017）年 12 月に提示した「平成 30 年度以降の学校における ICT 環境の整備方針」の中で示されている、これからの学習活動を支える ICT 環境の整備の考え方と村上市の現状の ICT 環境整備状況との比較を以下の表で示します。

ICT 機器	国の方針	村上市の現状の ICT 環境整備状況
大型提示装置	普通教室及び特別教室に常設	電子黒板が各校 2 台（可搬式）、デジタルテレビは普通教室に常設
実物投影装置	普通教室及び特別教室に常設配備	各校 2 台
学習者用 コンピュータ	3 クラスに 1 クラス分程度	PC 教室のみ整備
学習者用 コンピュータ（予備用）	故障・不具合に備えた複数の予備機の配備	未配備
指導者用 コンピュータ	授業を担当する教員 1 人 1 台	各校数台（学校毎に整備台数が異なる）
校務用 コンピュータ	教員 1 人 1 台	教員 1 人 1 台
学習用ツール （ワープロ・表計算・プレゼンテーションソフト）	学習者及び指導者用コンピュータの台数分	整備台数に応じて整備済
ソフトウェア	・統合型校務支援システムの整備 ・セキュリティソフトの整備	・校務支援システム未整備
有線 LAN	コンピュータ教室、職員室及び保健室等への有線 LAN 環境の整備	整備済
無線 LAN	普通教室+特別教室	一部整備済み
超高速インターネット接続 （100Mbps 以上）	学校	学校によっては、ADSL 回線を利用している。
学習用サーバ	学校ごとに 1 台	整備済
校務用サーバ	学校の設置者（教育委員会）ごとに 1 台の整備	整備済
ICT 支援員	配置	未配置
充電保管庫	学習者用コンピュータの充電・保管用	学習者用コンピュータ未導入のため、未整備

#### **(4) 課題の総括**

(1) ～ (3) の解決の方向性から読み取れる課題について、下記に整理します。

##### **ア 授業に係る ICT 環境整備と教員への支援の仕組みの確立**

平成 32 年度から施行される次期学習指導要領に記載されている「主体的・対話的で深い学び」を実現していくにあたり、教員の授業構想を実現できるソフトウェアやハードウェア、校内 LAN の整備が不十分です。また、教員の ICT を活用した授業を積極的に実施していけるよう、教員研修や ICT 支援員の配置といった ICT 活用推進のサポートの充実についても検討する必要があります。

##### **イ 教職員の校務事務処理に対する多忙化の解消**

紙での対応業務や情報の転記処理をはじめ、様々な校務事務の対応で時間をとられ、多忙化しています。そのため、校務事務処理を電子化し、校務事務処理にかかる時間の短縮や市内共通の情報共有の仕組みや外部とのコミュニケーションの効率化について検討していく必要があります。

##### **ウ 安全かつ効率的な教育用ネットワーク基盤の整備**

旧地区毎に整備されたネットワークを現状もそのまま利用している状況なので、児童生徒や教職員が今後安心・安全に ICT を活用していけるようにするためにも、市で統合された教育用ネットワーク基盤を整備し、保守の統一化や授業に耐えうる帯域の確保を行っていくことが必要です。また、文部科学省が公表した「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の内容に則り、本市における教育情報セキュリティポリシーの策定・運用を進めていくこともあわせて必要になります。

# 第3章 計画の基本方針と整備方針

## 1 村上市の教育情報化のあるべき姿

下図に示すとおり、国の方針・動向及び本市の教育基本計画から、3つの観点で、本市の教育情報化のあるべき姿を示します。

- 児童生徒にどんな力を身に付けさせたいか
  - 児童生徒は、21世紀を生き抜くための確かな学力・資質・情報活用能力を身に付ける
- 学校は、児童生徒のために何を提供するのか
  - 学校は、より質の高い学びを提供し、教職員はそれにふさわしい資質・能力を持つ
- 教育委員会は、学校や教職員をどう支援するか
  - 教育委員会は、学校の情報化整備と教職員のICT活用指導力の育成・業務改善を支援する

		国の方針・動向			第2次村上市教育基本計画	村上市の教育情報化のあるべき姿
		第3期教育振興基本計画(答申(素案)) ◇今後の教育政策に関する基本的な方針	次期学習指導要領の方向性	働き方改革に関する緊急提言	教育情報セキュリティポリシーガイドライン	
<b>児童・生徒の観点</b> 児童・生徒にどんな力を身に付けさせたいか	1 夢と自信を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力の育成 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力の育成	情報活用能力の更なる育成  何を知っているか →何が出来るか			・学ぶ意欲と確かな学力・知力の向上	児童・生徒は21世紀を生き抜くための確かな学力・資質・情報活用能力を身に付ける
<b>学校・教員の観点</b> 児童・生徒のために何を提供するのか	3 生涯学び、活躍できる環境整備  4 学びのセーフティネットの構築 ・家庭の経済状況や地理的条件への対応 ・多様なニーズに対応した教育機会の提供	知・徳・体にわたる「生きる力」を子どもたちに育ませる  主体的・対話的で深い学びの実現	業務改善の取組を強く推進  「勤務時間」を意識した働き方の推進(校長)	情報セキュリティのルール順守と児童生徒へのセキュリティ指導	・支え合い、つながり合って共に育つ学びの推進  ・自ら考え、困難に立ち向かうとする資質・能力の育成	学校は、児童・生徒のより質の高い学びを提供し、教職員はそれにふさわしい資質・能力を持つ
<b>教育委員会の観点</b> 教育委員会は、学校や教職員をどう支援するか	5 教育政策推進のための基盤整備 ・教育政策推進の基盤 ・新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等 ・ICTの利活用のための基盤の整備		「勤務時間」を意識した働き方の推進  勤務環境整備のための支援を充実	安心・安全にICTを使うためのセキュリティ環境整備	・望ましい学びの場の整備 ・教育に携わる人材の育成と支援	教育委員会は、学校が安全に利活用できるICT環境整備とICT活用指導力の育成・業務改善を支援する

教育情報化の目標設定

## 2 基本方針

---

第2次村上市教育基本計画等の関連する諸計画と整合性を図るとともに、次期学習指導要領を踏まえ、第2次村上市教育基本計画に掲げる目指すべき子どもの姿「ここで生きること  
に自信と誇りをもち、自らの進路を切り拓いていくことのできる実力（知力・気力・体力・徳性）を備えた子ども」の実現に向け、「学習面」、「校務面」、「インフラ面」の視点から以下の3つの基本方針を掲げ、学校の情報化を推進します。

### 【学習面】

**基本方針1** 次期学習指導要領に求められる資質・能力を育むために必要となるICT環境整備及び教員のICT活用指導力の育成

### 【校務面】

**基本方針2** 教員の多忙化を改善し、児童・生徒と向き合う時間を創出するための校務の情報化

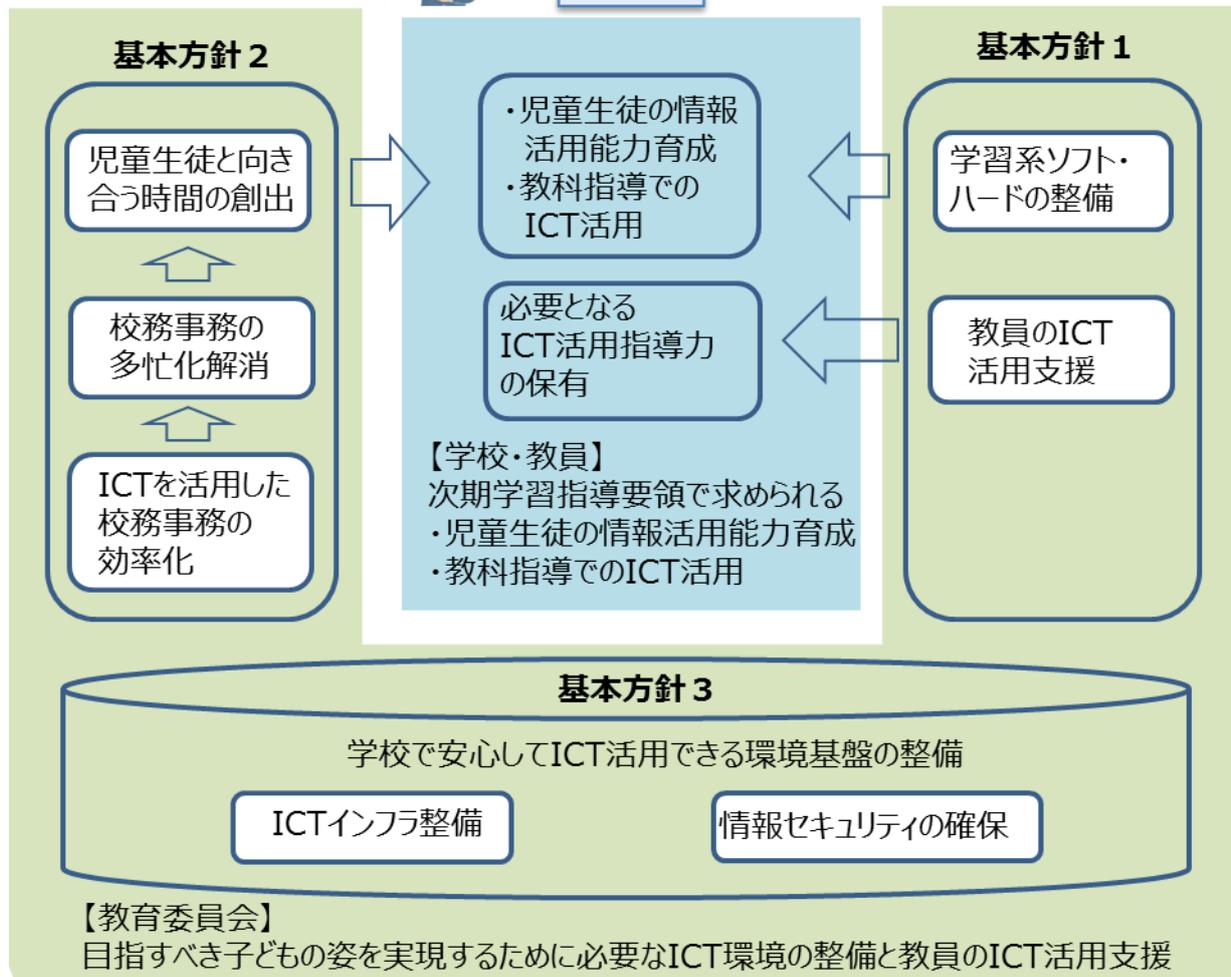
### 【インフラ面】

**基本方針3** 学校現場が安心してICTを活用できるためのインフラ整備と情報セキュリティの確保



### 【目指すべき子どもの姿】

「ここで生きる」ことに自信と誇りを持ち自らの進路を切り拓いていくことのできる実力（知力、気力、体力、徳性）を備えた子ども



本市における教育情報化のあるべき姿と基本方針のイメージ

### 3 整備方針

---

本計画における基本方針を実現するために、国や村上市の教育情報化の現状等を踏まえ、3つの基本方針の下にそれぞれ整備方針を定め、具体的な取組を推進します。

#### **整備方針1** 次期学習指導要領の内容に対応したICT環境の段階的な整備

次期学習指導要領に記載されている「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けては、教育の質の向上のため、各教科でICTを有効に活用し、児童・生徒の関心や理解を深めながら、分かる授業を実施することが求められています。

本市においても、この「主体的・対話的で深い学び」を実現していくため、学校統廃合や端末リース更改の時期を踏まえながら、必要となるICTの整備を行います。また、整備することだけではなく、整備後のICT利活用を推進するための教員研修やICT支援員の配置といったICT利活用推進体制もあわせて強化します。

#### **整備方針2** 教員の多忙化解消に向けた校務の情報化

教員の長時間労働が社会的に問題視されており、教員の負担軽減が喫緊の課題となっていますが、その有効な手段の1つとして、ICTの積極的活用が求められています。

本市においては、教員の多忙化を解消するために、統合型校務支援システムを導入することで、児童・生徒と向き合う時間を確保します。

#### **整備方針3** 市で統一化されたネットワーク基盤の整備

前章で説明したとおり、本市では旧地区ごとにネットワークが整備されており、環境が異なります。

旧地区ごとの教育用ネットワークを市で統合した教育用ネットワークに整備し直し、セキュリティの確保や管理の効率化を図るとともに、児童生徒や教員が安心してICT利活用ができるよう、回線速度の増強も検討します。

#### **整備方針4** 教育情報セキュリティガイドラインに準拠したセキュリティ対策の実施

学校におけるICTの積極的な活用を推進していくためには、児童・生徒の個人情報含め、学校教育における情報資産を守るための教育情報セキュリティの確保が不可欠です。

そこで、本市の教育情報セキュリティポリシー（平成30(2018)年度策定予定）を運用し、教育情報セキュリティ確保に向けた必要な整備を行っていきます。そして、教員や児童・生徒が安全・安心にICTを利用するための情報セキュリティ対策を推進します。

## 第4章 整備に向けた具体的な施策

### 1 具体的施策の整理

基本方針	整備方針	具体的施策
<u>基本方針1</u> 次期学習指導要領に求められる資質・能力を育むための、ICTを活用した授業体制の確立	(1) 次期学習指導要領の内容に対応したICT環境の段階的な整備	施策① 大型提示装置（常設型）の配備 施策② 学習系タブレット（教員用）の追加配備 施策③ 学習系タブレット（児童・生徒用）の配備 施策④ デジタル教科書の追加導入 施策⑤ 校内無線LANの整備 施策⑥ ICT支援員の活用 施策⑦ 教員向けICT研修の充実 施策⑧ ヘルプデスクの運用
<u>基本方針2</u> 教員の働き方改革を踏まえた校務の情報化による児童・生徒と向き合う時間の創出	(2) 教員の多忙化解消に向けた校務の情報化	施策⑨ 教職員1人1台の校務用端末整備 施策⑩ 統合型校務支援システムの導入 施策⑪ CMSの導入
<u>基本方針3</u> 学校現場が安全かつ効率的にICTを活用できるためのインフラ整備と教育情報セキュリティの確保	(3) 市で統一化されたネットワーク基盤の整備	施策⑫ 教育用ネットワークの統合
	(4) 教育情報セキュリティガイドラインに準拠したセキュリティ対策の実施	施策⑬ 村上市教育情報セキュリティポリシーの運用